

令和5年度特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約）一覧表

担当課等

文化財課

つがる市財務規則第140条の2の規定に基づき、次のとおり公表します。

契約締結 前の公表	公表年月日	令和5年3月22日
	物品又は役務の名称／数量	森田歴史民俗資料館施設管理業務委託
	履行期間又は履行期限	令和6年3月31日まで
	契約の相手方の決定の方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 市と契約実績がありかつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方となろうとする者の申込みの方法	見積書の提出による 見積書提出期限 令和5年3月27日 縦覧場所 松の館 教育委員会教育部 文化財課
契約締結 後の公表	公表年月日	令和 年 月 日
	契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	
	契約年月日	令和 年 月 日
	契約金額	¥ ー
	契約の相手方を決定した理由	